

第4章 バリアフリー化推進に関わる基本理念と基本方針

1 基本理念

土居駅周辺地区のバリアフリー化については、平成18年12月に施行された「バリアフリー新法」により拡充された建築物等の対象施設の拡大やソフト施策の拡充についても検討を行うこととします。また、守口市総合基本計画における将来都市像である「豊かな暮らしを支える安全なまち」を実現するため 地域住民や来訪者にとってだれもが快適で移動しやすい環境の整備を目指します。

2 基本方針

重点整備地区の設定

優先的・効果的に事業を推進するため、重点整備地区を設定します。

生活関連施設相互を結ぶ経路の設定

土居駅を中心とした生活関連施設間を生活関連経路等で結び、地域住民や地域外からの来訪者がこれらの施設間を安全で円滑に移動できるような環境を整備します。

また、主要な経路の整備と同時に、地区内のその他の道路についても、可能な限り一体的なバリアフリー化を推進します。

バリアフリー化事業の推進体制の整備

土居駅周辺地区基本構想に位置付けられた各事業を、市民をはじめとする利用者の意向を十分に反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、住民と情報交換を行い、市民と一体となったバリアフリー化の推進に取り組みます。

生活関連施設に位置づけられる主要な建築物のバリアフリー化

生活関連経路だけでなく、施設内についても一体的に安全・円滑に移動できるよう、バリアフリー化に向けた取り組みを検討します。

心のバリアフリーの啓発

ハード面のバリアフリー化にあわせ、市民が高齢者や障害者の方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携してパンフレットの作成など「心のバリアフリー」の啓発を行います。